

○浜田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

令和元年7月5日告示第37号

改正 令和2年3月19日告示第50号

令和2年12月25日告示第208号

令和4年11月11日告示第162号

浜田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（平成17年浜田市告示第67号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）及び関係通知に基づき、危険住宅の移転を行う者に対し、その移転に要する費用の一部を補助することにより、危険住宅の移転を促進し、もって住民の生命の安全を確保することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（社宅を除く。）

イ 居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上であるもの

（2）危険住宅 次のいずれかに該当する区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、市長が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難指示については、当該指示が行われた日から起算して6月を経過した住宅に限る。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に基づく島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号。以下「県条例」という。）第2条の規定により指定された災害危険区域

イ 建築基準法第40条の規定に基づく県条例第4条の規定により建築を制限されている区域

ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に基づき市長が定めた地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めたものに限る。）の

区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂法」という。）第9条に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条に基づき県知事が指定した浸水被害防止区域

カ 土砂法第4条第1項の基礎調査が完了し、エに掲げる区域に指定される見込みのある区域

キ 事業着手日前3年以内に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、危険住宅の移転を行う者（独立行政法人住宅金融支援機構、金融機関等の親族居住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。）とする。

（補助対象事業等）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助要件は、次に掲げるとおりとする。

（1）危険住宅除却事業 次のいずれにも該当するものであること。

ア 敷地内の危険住宅の全て（居室を有しない小規模な納屋、倉庫、材料置場その他これらに類する建築物については、この限りでない。）を除却すること。

イ 除却する危険住宅が現に居住の用に供していること。

（2）代替住宅建設等（当該住宅の新築については、次のいずれにも該当するものとする。）事業 前号の危険住宅除却事業により危険住宅を除却し、当該危険住宅に代わる住宅の建設等を行うものであること。

ア 原則として、当該新築する住宅が、第2条第2号エの土砂災害特別警戒区域外の区域に存すること。

イ 原則として、当該新築する住宅が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合すること。

2 前項に掲げる補助要件のほか、第6条に規定する申請者が危険住宅を所有する者（以下「所有者」という。）以外の者である場合は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 危険住宅を除却することについて、所有者の同意を得ていること。
- (2) 危険住宅が被災した際に全壊するおそれがあるときは、第2条第2号アからキまでに掲げる区域内に住宅を建築しないことについて、所有者の同意を得ていること。
- (3) 危険住宅を除却する際の費用負担、方法等について、所有者との間で調整されていること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 第6条の交付申請をする日の属する年度の3月31日までに当該事業が完了しないもの
- (2) 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けて行うもの
(補助金額等)

第5条 補助対象経費、補助金額等は、別表に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(事前の申出)

第5条の2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の9月30日までに、次条の申請を行う旨を市長に申し出るものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする申出者（以下「申請者」という。）は、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前14日までに市長に提出しなければならない。

- (1) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳（様式第2号）
- (2) 見積書の写し
- (3) 危険住宅及び移転先の位置図及び配置図
- (4) がけの断面図
- (5) 危険住宅及び移転先の写真
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに実地調査をし、及び内容を審査し、補助の可否を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた補助事業の内容に変更があったときは、がけ地近接等危険住宅移転事業内容変更承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の算定に関わる変更以外の軽微な変更については、この限りでない。

- (1) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳（様式第2号）
- (2) 見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業者は、補助事業を廃止し、又は中止しようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業廃止（中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が交付決定のあった完了予定年月日までに完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業完了期日変更報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（変更承認決定等）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 前条第1項に規定する承認をするとき がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）
- (2) 前条第2項に規定する承認をするとき がけ地近接等危険住宅移転事業廃止（中止）承認通知書（様式第8号）

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（遂行命令）

第11条 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容に従って事業を遂行していないと認められるときは、当該事業を遂行することを命ずることができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかにがけ地近接等

危険住宅移転事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) がけ地近接等危険住宅移転事業補助金精算調書（様式第10号）
- (2) 移転先の住宅の平面図、及び事業実施前後の写真
- (3) 危険住宅除却事業については、施工業者からの請求書の写し又は領収書等の写し
- (4) 代替住宅建設等事業については、金融機関等からの融資契約書の写し又はこれに代わる証明書等
- (5) 代替住宅建設等事業（危険住宅に代わる住宅の新築に限る。）については、省エネ基準の適合性を確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認めるもの
(交付額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書（様式第12号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年7月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前までに、この告示による改正前の浜田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年3月19日告示第50号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第5条の2及び第6条の規定は、令和3年度以後に受ける補助金について適用し、令和2年度に受ける補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月25日告示第208号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の浜田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱別表及び様式第2号の規定は、令和3年度以後に受ける補助金について適用する。

附 則 (令和4年11月11日告示第162号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年11月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受け付けた申請について適用し、同日前に受け付けた申請については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額
危険住宅除去事業	危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費（3か月以内）、その他移転に伴う経費	補助対象経費相当額	1戸当たり97万5,000円 （その他移転に伴う経費にあつては、1万円）
代替住宅建設等事業	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これらに必要な土地の取得及び造成を含む。）及び改修をするために要する資金を独立行政法人住宅金融支援機構、金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金に係る利子（年利8.5パーセントを限度とする。）の支払に要する経費	補助対象経費相当額	1戸当たり731万8,000円 （建物465万円、土地206万円、敷地造成60万8,000円）

備考 補助金額の合計に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。